【特別調查報告】旧七条村道場史料

金 直 美

松

【特別調査報告】旧七条村道場史料

松金直美

はじめに

の人々が参詣に来るような道場としての機能は認められない。 の人々が参詣に来るような道場としての機能は認められない。 同朋大学仏教文化研究所では二○一六年九月八日、旧七条村道場であ の人々が参詣に来るような道場としての機能は認められなが、現在、地域 の人々が参詣に来るような道場としての機能は認められない。 の人々が参詣に来るような道場としての機能は認められない。 の人々が参詣に来るような道場としての機能は認められない。 の人々が参詣に来るような道場としての機能は認められない。

従来の真宗道場研究では、近世前期における道場から寺院への展開が であることは認識されつつも、具体的な研究はあまりなされてこなかっであることは認識されつつも、具体的な研究はあまりなされてこなかったように感じる。

定の礼金が必要であることは認知されつつも、具体的な金額や取次のシ記した文書が含まれている。これまで真宗教団における法宝物免許に一史料群にはその寺院化に際して法宝物が免許される場合の経緯や経費を史料における寺院化の一例として旧七条村道場を取り上げる。また同本稿では、「旧七条村道場史料」のうち主要なものの紹介を通して、本稿では、「旧七条村道場史料」のうち主要なものの紹介を通して、

構についても知ることができる。関わる史料も含まれており、再建事業を通じて構築されていった教団機ステムについては判然としていなかった。さらに東本願寺の両堂再建に

地域でもあった。当該地域における真宗信仰の特性を知る上でも重要な七条村道場のある湖北は、近世・近代を通じて、道場が多く残存した

事例であると考えている。

1. 七条村道場家の人々とその人生―出産・誕生から葬式まで―

では、本稿で取り上げる近世後期から近代初頭にかけての七条村道場の当主について確認しておきたい。まず次節でもとりあげる、釈時照、一八四五~一九一一)という人物である。一八二〇~七〇)である。その子息で、家督を継いだのは栄与茂(左一八二〇~七〇)である。その子息で、家督を継いだのは栄与茂(左近右衛門(釈正定)がいる。その次の代になるのが左近右衛門(釈正定、では、本稿で取り上げる近世後期から近代初頭にかけての七条村道場

「入用覚」が書き上げられている。
「のちの栄与茂)が誕生した後、受け取った産後見舞金の額と名前や、帳)」「文書類2」には、弘化二年(一八四五)十一月二十八日に亀治郎する史料が含まれている点である。たとえば「産後見舞覚(生子悦儀する史料が含まれている点である。たとえば「産後見舞覚(生子悦儀「日七条村道場史料」で、まず興味深いのは、子供の出産・誕生に関

【特別調查報告】旧七条村道場史料

られている。

けいる。

は、出た香儀の額と名前などが記されている。例えば嘉永六年(一八五三)十た香儀の額と名前などが記されている。例えば嘉永六年(一八五三)十た香儀の額と名前などが記されている。例えば嘉永六年(一八五三)十また葬式に関する帳面も八点残存する。葬式に際する入用や受け取っまた葬式に関する帳面も八点残存する。葬式に際する入用や受け取っ

ができる。期から近代にかけての、真宗門徒の人生における節目の実態を追うこと期から近代にかけての、真宗門徒の人生における節目の実態を追うことで、近世後このような出産・誕生や葬式に関する史料を読み解くことで、近世後

2. 法宝物類とその安置形態

「四四」の子息で、長浜御坊大通寺の住持を勤めた真応(一七二一〜〜四四)の子息で、長浜御坊大通寺の住持を勤めた真応(一七二一〜〜四四)の子息で、長浜御坊大通寺の住持を勤めた真応(一七二一〜のの子息で、長浜御坊大通寺の住持を勤めた真応(一七二一〜の四〜五八、在職一六一四〜五三)判の『御文』「文書類39」がある。また東本願寺十七世真如(一六八二〜一七四四、在職一七○○ある。また東本願寺十七世真如(一六八二〜一七四四、在職一七○○ある。また東本願寺十七世真如(一六八二〜一七四四、在職一七○○ある。また東本願寺十七世真如(一六八二〜一七四四、在職一七○○ある。また東本願寺十七世真如(一六八二〜一七四四、在職一七○○ある。また東本願寺十七世真如(一六八二〜一七四四、在職一七○○ある。また東本願寺十七世真如(一六八二〜一七四四、在職一七○○ある。また東本願寺十七世真如(一六八二〜一七四四、在職一七○○ある。また東本願寺十七世真如(一六八二〜一七四四、在職一七○○ある。また東本願寺十七世真如(一六八二〜一七四四、在職一七○○ある。また東本願寺十七世真如(一六八二〜一七四四、在職一七○○

九一)の筆による「九字名号」[掛軸・木像類3]も所蔵されている

考えられる。 この名号が授与された頃には、長浜御坊配下の道場となっていたものと

幕末になり、七条村道場は寺院化を遂げていくこととなる。寺院化 に授与されたのが「親鸞影像」[掛軸・木像類4] である。文久三年 に授与されたのが「親鸞影像」[掛軸・木像類4] である。文久三年 に授与されたのが「親鸞影像」[掛軸・木像類4] である。文久三年 として「願主時照」へ宛てて授与されている。

「時照」とは、当該期における当家当主の法名で、栄与茂(左近)にあたる。「正定寺」との寺号が免許された際に、法名を時照としたことが、後述するように、「親鸞影像」「蓮如影像」の申請を仲介した河内屋六右衛門から、七条村近隣にある了念寺(滋賀県長浜市八幡東町)へ文久三年(一八六三)四月十八日に出された「河内屋六右衛門に出された「河内屋六右衛門に出された「河内屋六右衛門の申請を仲介した河内屋六右衛門の申請を仲介した河内屋六右衛門の申請を仲介した河内屋六右衛門の申請を仲介した河内屋六右衛門の申請を仲介した河内屋六右衛門の申請を仲介した河内屋六右衛門の申請を付入三方の法名で、第一次に対している。



写真 1 中野家仏間

また慶応元年(一八六五)十二月二十五日には厳如から、「蓮如影像」「掛軸・木像ら、「蓮如影像」「掛軸・木像質5」が授与されている。ただし後述するように、当初はだし後述するように、当初は「親鸞影像」と同時期に「蓮如影像」の授与も願い出たも如影像」の授与も願い出たもかった。

現在、中野家には、法宝物 る。一つは、床の間に、証如 る。一つは、床の間に、証如



写真2 中野家仏壇

像」が安置され、向かって左側(寺院内陣の御代前にあたる位置)に尊とし、向かって右側(寺院内陣の祖師前にあたる位置)に「親鸞影

「蓮如影像」が安置された仏間である。【写真1】

の性格が強いと考えられる。【写真2】の性格が強いと考えられる。【写真2】の性格が強いと考えられる。【写真2】が掛けられ、向かって左側に長浜御坊住持であった真応筆の「九字名号」が掛けられ、向かって左側に長浜御坊住持であった真応筆のを名号」が掲げられ、向かって左側に長浜御坊住持であった真応筆のの性格が強いと考えられる。【写真2】

同様の安置形態であったと伝える。にあった、道場時代の建物の場合も、仏間・仏壇の二ヶ所に分かれた、現在の建物は平成四年(一九九二)に建立されたものであるが、以前

3. 七条村道場の寺院化と法宝物授与

か。

願口上覚写」[文書類3] に則して追っていきたい。 た経緯や費用などについて、まず「木仏・寺号・親鸞影像・蓮如影像歎がが近した法宝物のうち、幕末に木仏・親鸞影像・蓮如影像が授与され

あり、家督を継いだ栄与茂(釈時照)が申請したものとみられる。像分として銀一枚である。その他、絵表料(表具代)は別に納めるとい象。本仏・寺号分として金二〇〇疋、親鸞影像分として金一両、蓮如影像がとして銀一枚である。その他、絵表料(表具代)は別に納めるとい文久三年(一八六三)三月六日、七条村道場の時照が、木仏・寺号・文久三年(一八六三)三月六日、七条村道場の時照が、木仏・寺号・

像分は金一両である。を上納している。木仏・寺号分は銀一枚、親鸞影像分は銀二枚、蓮如影を上納している。木仏・寺号分は銀一枚、親鸞影像分は銀二枚、蓮如影を上かし、許可されるか心配に思った時照は、翌日、さらに冥加御礼金

嘆かわしく思っており、さらに大遠忌を執行したいからと述べている。筆「六字名号」を安置する草庵であったが、「御尊様類」がないことを両日とも、これらの法宝物免許を懇願する理由として、古くから蓮如

まったことが、法宝物・寺院化を申請した背景にあるのではなかろうする法宝物を安置した上で御遠忌を執り行いたいという機運が村内で高ている。それを受けて七条村道場でも寺院化を遂げて親鸞影像を始めと文久元年(一八六一)三月、本山において親鸞六百回御遠忌が厳修され

とが分かる。そして同月十七日、親鸞影像の免許が許された。た。まだ健在である前当主の法名「正定」から付けられた寺号であるこ申請後、同月十五日、まず木仏と「正定寺」という寺号が免許され

文久三年三月に木仏と親鸞影像の免許が決定し、「親鸞影像」「掛軸・文久三年三月に木仏と親鸞影像の免許が決定し、「親鸞影像」「掛軸・文久三年三月に木仏と親鸞影像の免許が決定し、「親鸞影像」「掛軸・文久三年三月に木仏と親鸞影像の免許が決定し、「親鸞影像」「掛軸・

木仏・寺号や親鸞影像と共に申請した蓮如影像は、同時には、許可さ

木箱を授与してもらう際には、やはり別途銀子が必要となった。年(一八六五)十二月二十五日であった。親鸞影像と同様、蓮如影像のれなかった。さらに礼金が納められ、ようやく授与されたのは、慶応元れなかっぽ。

必要がある。の額が妥当か否かは、今後、他の事例との比較をした上で検討していくの額が妥当か否かは、今後、他の事例との比較をした上で検討していくこのように、法宝物の申請に際して旧七条村道場から上納された礼金

以上のような法宝物類の申請に際して、長浜御坊や東本願寺家臣が仲以上のような法宝物類の申請に際して、長浜御坊や東本願寺家臣が仲以上のような活宝を前述したが、さらに「河内屋六右衛門」なる人物が深つに思う。法宝物を申請して免許されるまでのシステムを今後具体的に明らかにしていく必要がある。その際、「旧七条村道場史料」は重要に明らかにしていく必要がある。その際、「旧七条村道場史料」は重要に知るであろう。

4. 寺院化と宗判権の獲得

務の変容についてみていきたい。ることで、寺院化を遂げた。道場から寺院となることによる、社会的役を入三年(一八六三)三月、旧七条村道場は、木仏・寺号を免許され

近世前期に幕府は宗教政策として様々な制度を設けていった。その一

環に寺檀制度がある。寺檀制度とは、特定の寺院が家を単位とした檀家の葬祭を継続的に担った関係で、すべての人がいずれかの寺院の檀那とかりなることが求められた。この関係に基づき、寺院が檀那について、キリシタンなどの禁止されている信仰はしておらず、確かにその寺院に所属ションを表記した寺請制度が実施された。寺請は宗判(宗旨判定)ともいわれ、幕藩権力から認定された寺院が有する権利(宗判権)であった。慶長十七年(一六一二)に幕府が最初のキリシタン禁制令を発布して以来、禁制策が全国的に強化されていき、寛文期(一六六一~七三)に寺請や絵踏みによる宗門改め制度が確立したと言われる。

「寺送り一札之事」が伝わる。送り状を発行した。旧七条村道場には、寺院化する前と後、それぞれの姻や養子の縁組みなどに際して他所へ移転する場合、移転先の寺院へ寺宗判権を有して宗門改めを行う寺院は、所属する檀那(門徒)が、婚宗判権を有して宗門改めを行う寺院は、所属する檀那(門徒)が、婚

文久三年三月に七条村道場は寺院化するものの、それはあくまでも

【特別調査報告】旧七条村道場史料

院化は成された後であるため、実質的には、領法でも認められた宗判権の情報・寺院であることを強調しているとみられる。寺法上では適正の前提として、将軍の代替わりには本山へ誓紙を提出しており、また近の前提として、将軍の代替わりには本山へ誓紙を提出しており、また近の前提として、将軍の代替わりには本山へ誓紙を提出しており、また近の前提として、将軍の代替わりには本山へ誓紙を提出しており、また近の前提として、将軍の代替わりには本山へ誓紙を提出しており、また近の前提として、将軍の代替わりには本山へ誓紙を提出しており、また近の前提として、将軍の代替わりには本山へ誓紙を提出しており、また近の前提として、将軍の代替の代替が、大阪であるため、実質的には、領法でも認められた宗判権には成された後であるため、実質的には、領法でも認められた宗判権には成された。

ようだ。

院と認可されず、寺法(宗派内)でのみ用いられる寺号であった。寺」は「呼寺号」であるという。「呼寺号」とは、領法(国法)では寺なお木仏・親鸞影像を本山から免許してもらった際に許された「正定

を有する寺院となることを願い出たものとみられる。

院となっていたことが分かる。
にとなっていたことが分かる。
にとなっていたことが分かる。
にとなっていたことが分かる。
にとなっていたことが分かる。
にとなっていたことが分かる。
にとなっていたことが分かる。
にとなっていたことが分かる。
にとなっていたことが分かる。

5. 明治期における変遷

いった。そのような中で、正定寺の社会的位置づけにも変遷がみられる明治政府のもとで、国家による寺院の管理体制もしだいに調えられて

明治十年(一八七七)九月に「正定寺道場中野栄与茂」が作成して、社会的位置づけに変化が生じたのであろうか。

て、社会的位置づけに変化が生じたのであろうか。

て、社会的位置づけに変化が生じたのであろうか。

そして明治十二年(一八七九)十一月二十五日、それまで長浜大通寺の末寺であったところ、寺院明細帳の改定にあたって一般末寺へ編入しの末寺であったところ、寺院明細帳の改定にあたって一般末寺へ編入して、正定寺の当主である中野栄与茂や、その別家である中野藤七の名前もみに定寺の当主である中野栄与茂や、その別家である中野藤七の名前もみにであることは興味深い。

6. 東本願寺の再建事業との関わり

再建に関する史料が残されている。 徒)による尽力であった。旧七条村道場には、一度目・二度目の焼失・その度に再建がなされてきた。それを支えたのは諸国の門末(僧侶・門本山である東本願寺は、江戸時代に四度の焼失に見舞われたものの、

最初の焼失は、天明八年(一七八八)一月三十日の京都大火による 類焼であった。その後、寛政年間を通して再建事業が進められ、寛政 類焼であった。その後、寛政年間を通して再建事業が進められ、寛政 類焼であった。その後、寛政年間を通して再建事業が進められ、寛政 類焼であった。その後、寛政年間を通して再建事業が進められ、寛政 対域に尽力した諸国の「門徒中」宛に、東本願寺十九世乗如(歓喜光院、一七四四~九二、在職一七六〇~九二)の黒衣・墨袈裟の姿を描いた 影像が、東本願寺二十世達如(一七八〇~一八六五、在職一七九二~一八四六)から授与された。同影像は全国に数幅現存しており、今もなお巡回法要で用いている地域もある。

「旧七条村道場史料」には、東本願寺家臣が「江州七条村廿二日講り・南回りと、地域を分けてそれぞれ巡回させる行事を継承している。任も、湖北三郡二十二日講という講組織にて、二幅の乗如影像を北回享和元年四月七日には「北江州門徒中」へ宛てて授与されており、現

甲」へ宛てて、年未詳戌八月二十三日に発行した「御影拝礼志受取状」「旧七条村道場史料」には、東本願寺家臣が「江州七条村廿二日講

納したことに対して授与されたものであろう。とが分かる。乗如影像が同村に巡回されてきた際、同講中から懇志を上する、湖北全域に広がる二十二日講における七条村の講中が存在したこ[文書類28]がある。乗如の祥月命日が二月二十二日であることに由来

の「左近衛門殿同行中」へ、白米弐升が送られている。 長浜市南浜町)にて材木を大門の用材に加工する手伝いをした七条村県長浜市南浜町)にて材木を大門の用材に加工する手伝いをした七条村県長浜市南浜町)にて材木を大門の用材に加工する手伝いをしたと、大門の再建へ移天保六年(一八三五)三月に両堂再建が成就した後、大門の再建へ移

弘化四年(一八四七)三月二十六日、

大門上棟規式が執り行われ、

大

条」[文書類16] が伝わる。

門の完成が間近となった。その翌月、来年に大門供養会を執行して常葉

る。
は、七条村道場の門徒中へ宛てても出された。その内容は次の通りであは、七条村道場の門徒中へ宛てても出された。その内容は次の通りであ御影を開扉すると、諸国の門末(僧侶・門徒)へ通達された。同書状

来年の嘉永元年(一八四八)三月十五日に大門供養会が勤まり、引きれることとなった。常葉御影とは、親鸞滅後に大谷の地(京都市東山されることとなった。常葉御影とは、親鸞滅後に大谷の地(京都市東山区)の墳墓を改めた仏閣に安置された影像と伝えられる、御本廟起立最区)の墳墓を改めた仏閣に安置された影像と伝えられる、御本廟起立最区)の墳墓を改めた仏閣に安置された影像と伝えられる、御本廟起立最下からの寄付により、東本願寺に遷座されることとなった。普段は宝庫府からの寄付により、東本願寺に遷座されることとなった。普段は宝庫府からの寄付により、東本願寺に遷座されることとなった。普段は宝庫の常葉御影を開扉するという。そのため、懇志を集めて持参して参詣するように、と伝える内容である。

場御門徒衆中」宛にも送付されたのであった。なく伝えるように、と記されており、そのような書状が「江州七条村道はって書きには、本文の内容を、あらゆる寺院・道場・門徒までもれ

ていき、そのような中で七条村の門徒も、再建事業に尽力していた模様た。再建を契機とした教化活動によって、七条村にも聞法の場が開かれこのように七条村へも、東本願寺の再建事業の方針や動向が伝えられ

である。

おわりにかえて

以上のように「旧七条村道場史料」に則して、幕末に寺院化していっ以上のように「旧七条村道場史料」に則して、幕末に寺院化していっまいてあった。一方で、領法(国法)上で宗判権を有する寺院となるたおいてあった。一方で、領法(国法)上で宗判権を有する寺院となるためにも、触頭であった長浜御坊大通寺の免許を得る必要が、寺法上にしてなされた。真宗の道場・寺院は、寺法・国法の両レベルでの支配下してなされた。真宗の道場・寺院は、寺法・国法の両レベルでの支配下してなされた。真宗の道場・寺院は、寺法・国法の両レベルでの支配下してなされた。真宗の道場・寺院は、寺法・国法の両レベルでの支配下してなされた。真宗の道場・寺院は、寺法・国法の両レベルでの支配下してなされた。真宗の道場・寺院は、寺法・国法の両レベルで直轄のある場合もあることが、旧七条村道場の場合に如実に表れている。

い。
宗制の変遷と関連させながら検討する必要があり、今後の課題とした宗制の変遷と関連させながら検討する必要があり、今後の課題とした制下で、旧七条村道場のような存在をどのように位置づけられるかは、その後、明治末期に廃寺となるまで、明治期における国家や教団の体

が本山へ上納されていた。乗如影像が授与されたことで、それを巡回しる、黒衣・墨袈裟の乗如影像を巡回させる法要に際して集められた懇志門徒の典型例をうかがうことができた。現代にも湖北で継承されていまた東本願寺両堂再建に関わる史料類からは、再建事業を支えた地域

の重要な経済基盤ともなっていったと言えよう。 聞法の場が開かれたとともに、そこで構築された組織は、 ながら執り行う講行事が始まった。このように、再建事業を機縁として 本山にとって

ことができるのではなかろうか。 的独自性の両面に留意する必要があることを、 各地域における真宗の展開は、 教団組織としての全国的共通性と地域 本史料群から再認識する

註

- 1 「中野家先祖略歴」[文書類30]。
- 2 滋賀県地方史研究家連絡会編『淡海木間攫』第三分冊(滋賀県立図 書館、一九九〇年)四八頁。『淡海木間攫』は、彦根藩士で鷹餌割奉 て寛政四年(一七九二)に序文を記している近江国の地誌。 行であった塩野義陳が編輯し、同じく彦根藩士の田中信精が校訂し
- 3 授法寺(滋賀県長浜市西上坂町)所蔵。本願寺史料研究所撮影の資 料を閲覧した。
- $\widehat{4}$ 補版 森岡清美氏が紹介している、明治二年(一八六九)に彦根藩が作成 出一九八六年)。 した戸籍簿のうち伊香郡杉野村の道場に関する記事に、「農業仏門兼」 「毛坊主」といった表現がみられる。 (森岡清美「毛坊主と村の道場」 『増 真宗教団における家の構造』 御茶の水書房、 二〇〇五年、 初
- 5 柳田国男「毛坊主考」(『近代日本思想大系』十四、 七五年、初出一九一四年)。 筑摩書房、 一九
- 6 場惣道場之事」、「惣道場并自庵申替之訳」第一・二条〈『故実公儀書 門徒の総意によって創設された惣道場と対照的な性格を有する。(「道 一個人が建立した道場。または道場主の私有化を認められた道場。

- 上』〉、『真宗史料集成』第九巻 〈同朋舎、一九七六年〉七四一・七四
- 7 森岡清美「辻本考―近世真宗寺院の存在形態―」(『真宗教団 る家の構造』御茶の水書房、一九七八年、初出一九六六年)。 おけ
- 真宗道場に関する諸研究や今後の課題については、別稿にてまとめ 郡葛葉村名苗家を事例として―」『真宗研究』第五十輯、二〇〇六年)。 ている(拙稿「近世山村社会における真宗道場の性格―越中国射水

8

9

- 料の翻刻を、 調査記録」に調査史料の目録を掲載している。そのうち、主要な史 本紀要(『同朋大学佛教文化研究所紀要』第三十六号)所収「研究所 所調査記録」による。 本稿末に掲載する。なお、史料の分類・番号は「研究
- 10 前掲註(2)森岡清美「毛坊主と村の道場」、拙稿「近江の「廻り道場」 二〇〇七年)。 ―近世後期における「惣」道場の一形態―」(『宗教民俗研究』 第十七号、
- $\widehat{11}$ |産後見舞覚(生子悦儀帳)] [文書類2]、「安産祝儀帳」[文書類8]、
- 12 同朋大学仏教文化研究所編『蓮如名号の研究』 誕生并二子護見舞控」[文書類13]。 (同朋大学仏教文化研

究所研究叢書 I、法藏館、一九九八年)。

- 13 取状」[文書類36―6]、「三番形親鸞影像免許につき白銀受取状」[文 書類36—7]。 つき白銀受取状」[文書類3―5]、「三番形親鸞影像願につき白銀受 「木仏寺号願につき白銀受取状」[文書類3―4]、「木仏寺号免許に
- $\widehat{14}$ 分預覚」[文書類36-9]。 「親鸞影像願につき上納金覚」[文書類3―8]、「親鸞影像願金不足
- 18 17 16 15 「三番形親鸞影像箱礼銀覚」[文書3—11]。
 - 「太祖聖人御遠忌并ニ釈定正三年回忌雑用扣」 [文書類7]。 御開山様御木仏様御下リ移徙座并ニ智了十三回忌扣」[文書類4]。
- 「河内屋六右衛門書状」[文書類22]。
- 19 金銀子覚」 [文書類3―13]、「蓮如影像願につき上納目録」 [文書類 |蓮如影像願につき金銀子覚」[文書類36―12]、「蓮如影像願につき

- (2)「蓮如影像」[掛軸・木像類5]、「蓮如影像免許状」[文書類3―15]。
- (21) 「蓮如影像箱願につき銀子覚」[文書類36―16]。
- (22) 「河内屋六右衛門書状」 [文書類2·23·36—18]。
- 藏館、二〇一七年)。(3) 拙稿「日本近世総説」(佛教史学会編『仏教史研究ハンドブック』法
- (24) 「領法俗道場願につき覚」[文書類36—19]。
- えられる。 (26) 幕府の下間に対する西本願寺の回答を記載した史料である。 (26) 幕府の下間に対する西本願寺の回答を記載した史料である『故実公儀書上』の「呼寺号之事」による(『故実公儀書上』〈千葉乗隆編『真
- 所収)。(27)「仏器什物取調下書」(「仏器什物取調下書并ニ雛形色々」[文書類37]
- (28) 「一般末寺編入願書」[文書類38]。
- 家藤七、紺屋職商人」と同一人物と考えられる。 条村紺屋藤平」と同家で、「色々書品之案文留帳」[文書類31]の「別(29) 天保二年(一八三一)十一月の「家ふしん入用帳」[文書類1]にある「七
- (30) 大谷大学真宗総合研究所真宗本廟(東本願寺)造営史—本願を受け継ぐ人びと—』(真宗大谷派宗本廟(東本願寺)造営史資料室編『真
- 営史─本願を受け継ぐ人びと─』)。 | 30 | 末池勢至「東本願寺)造営史資料室編『真宗本廟(東本願寺)造初出二○○七年)、「御影巡回」(前掲註〈30〉大谷大学真宗総合研究初出二○○七年)、「御影巡回」(前掲註〈30〉大谷大学真宗総合研究(31) | 末池勢至「真宗民俗史の方法」(『真宗民俗史論』法藏館、二○一三年、
- (32) 拙稿「近世真宗における〈教え〉伝達のメディア」(『大谷大学大学

- 料室編『真宗本廟(東本願寺)造営史―本願を受け継ぐ人びと―』)掲註〈30〉大谷大学真宗総合研究所真宗本廟(東本願寺)造営史資院研究紀要』第二十三号、二〇〇六年)、同「山内失火と再々建」(前
- 前掲註(29)にある、藤平や藤七と同家であろうか。
- 「大門用材木取手伝につき白米差上状」[文書類18]。

35 34 33

「東本願寺家臣連署状」[文書類20]。

《付記》

諾いただきました。この場をお借りして、心より御礼申し上げます。一条ゆき代氏ならびに本願寺史料研究所には、史料の閲覧・掲載をご快中野正治氏には、調査に際して大変お世話になりました。また授法寺の

旧七条村道場史料(中野正治氏所蔵)翻刻

凡例

- 滋賀県長浜市)の調査史料のうち、主要な史料の翻刻を掲載した。所調査記録」に掲載している中野家・旧七条村道場(真宗大谷派、本紀要(『同朋大学佛教文化研究所紀要』第三十六号)所収「研究
- (已下、「文書類」とする)] の史料番号と対応する。 番号は、「研究所調査記録」掲載の [聖教・文書・冊子・巻子類
- · 文字については原則として通用の字体とした。
- 欠字・平出は、原則としてそれぞれ一字・二字あきとした。

20. 弘化四年(一八四七)四月付東本願寺家臣連署状

迄も是又不洩様被申伝候而、精々出精御取持之儀御尤ニ存候、以上通達可被有之候、将又無檀地ハ格別、左も無之寺々ハ御門徒衆末々可在之候、自然右相洩候先も有之候ハ、、上寺ゟ本文之趣委細二御故、寺家寺中或ハ道場等之向、悉クハ行届兼、何れ書通相洩候方も猶此度別段之訳を以諸国御門末寺別ニ及書通之儀ニ付而ハ多端之事

より三七日之間 祖師聖人常葉之 御影尊像拝礼被 仰付候儀御廻状を以被仰出候来ル申年三月十五日大門御供養会、引続同月十八日一筆致啓述候、先以 両御門跡様益御機嫌能被為成御座候、然者今般

以右 門末江御能拝見等被 然者御流を汲候御門葉家別人別一分々々其御冥加を被相弁候様、兼々御 御開扉為在諸国之御門末中拝礼被 御由緒二候へハ、平常御宝庫ニ御崇敬被遊候御事ニ候、其後元文三年 州鎌倉常葉と申処江 候、 門様深重之 者、 用 法事も被為在之、 第人別ニ名前相記し、 教導筋被申候に候御預り之御門徒中江篤ト被申伝、 ニ宿善無之而者不相叶、 二年之冬従 二被為顕候処之 義聴聞不行届様も可在之哉と、猶此上ニも御門末御引立被遊下候 御遺徳と 至儀、偏二御法義被為行届候顕二而候へ共、 之、右稀成御大例之経営ニ被備候様、 心一味之同行二御育被遊度 八各々操合候而打潤賑々敷参詣上京有之、 此度 御開山様御滅後大谷ニ墳墓を改仏閣を建影像を安スト 尊像拝礼被 御感戴被遊候ニ付而ハ、諸国御門葉之中ニをいて、未タ御法 御再建二付一同不惜身命之依御取持、 尊慮ゟ四海之御門葉を被 公儀明二御寄附被為成進候御事二而、 其上前条御大例共被為済候ハヽ、 御本廟御起立最初之 其寺附之御門徒のミニ而被申侭、 仰付御事二候、就夫右 仰付候御事ニ而候へハ弥以難有被奉存、聊之所 偏二是嫡々御相承之 御転座、 御本意、 然ル処三百八年之星霜を経而、 猶又明年ハ 仰付被奉蒙 召寄、 且者従来一同之懇願も有之、 其節前顕一分々々之志取集 御影像二而候所、 是全 尊像之儀者兼々敬承有之 御直二御化導被成下、 御恩徳不可在不報候、 速二御皆造二可被為 一紙半銭たり共志次 御化導候事二而、 御先格之通上京之御 蓮如上人御正当御 実ニ不可思議之 祖師聖人広大之 別段出精世話有 故在而相 元和 御伝 旁 誠 信 両

候条、弥御法義相続之上、右御経営二付御待受懇志出精之程、 メ被差上候様ニ被致候ハ、、是則上来之御趣意行届候、 所詮ニ而可在之 訳而為可

申入、態々以飛札如此御座候、恐々謹言

若林判事

直弼 印 「直/弼」)

未四月

森川左門

頼記 印 「頼/記」)

浅井将曹

有政 (印「有/政」)

り一札如件

ゟ何角と申者御座候ハ、拙寺何方迄も罷出、

急度可申披候、

為其寺送

多芸郡端爪村

長浜御坊

安政二卯年二月

念長寺

印

役寺

一心寺殿

道場佐近殿

22. 文久三年(一八六三)四月十八日付河内屋六右衛門書状

揃重御機嫌能被為遊御座奉恐賀侯、然ハ過日御帰国之砌被 飛札を以一筆致啓上候、薄晩之砌ニ御座候処、 先以 御尊寺様被為遊御 仰聞置候御

中啓十弐本漸当節御引替二為成候間、 此便御達申上候

、七条村 申候、依之極印所勘定方今般御達申上候、 御開山様願之義、此度不足金三両御差登二為成、 尤残金三歩三朱卜七十九文 慥二受取

、寺号ハ正定寺と御免ニ相成申候、 通住職時照之外ニ願主之名前左近と申義ハ難申上住職が即願主ニ御座 是亦相添置候間、 御落手被下候 法名時照と相成候事故、

御存知之

信証院様御願之義ハ此度ハ御断申上置候へ共、 歎書ニても冥加御礼金

候、右之訳柄御申聞可被下候

寺送り一札之事

安政二年(一八五五)二月付寺送り一札之事

21

七条村

道場

御門徒衆中

一、美濃国多芸郡端爪村武太夫妹まをと申者、宗旨者代々浄土真宗ニ而 寺旦那二成度旨願出候二付、任其意候、向後貴寺旦那二被成、宗門御 当寺檀那紛無御座候、然ル所今般七条村利助方江縁付参り候に附、 改之節調印可成候、 此者 御制禁切支丹宗門之者二而無御座候、 若脇 貴

【特別調査報告】旧七条村道場史料

同朋大学佛教文化研究所紀要 第三十六号

御聞済ニ相成居候間、 重而御願之節ハ

、金壱両 冥加御礼

壱両ニて

銀七拾匁斗 前後御届

同三拾壱匁 繕料

同八拾五匁七分 表料

候へ共、右ハ御入用ニ無之儀と奉存候得共、万一御入用之儀も御座候ハ 右之通二御座候間、左様御承知被下候、 猶亦歎書写本願書之写ハ無御座

御頼有之候ハヽ、写取呉候義ニ御座候故、此段御承知被下候、前顕之次 、御本殿御記録ニ有之候間、 御本人御上京之節ハ何時成とも書記候ても

第極楽寺様并ニ正定寺様へも別紙を以可申上筈ニ御座候へとも、一橋様

御先□明日御出立前ニ而彼是取紛居候間、 乍恐御伝聞之程奉願上候、余

者後便二申洩如此二御座候、

四月十八日

六右衛門

河内屋

了念寺様

23 年未詳河内屋六右衛門書状

飛札を以一筆致啓上候、 春暖之砌二御座候処、 先以貴所様被遊御揃信

> 添差下し申候間、 差登しニ相成不取敢奉願上候、依之右残金壱歩百六拾文極印所勘定書相 御壮健二被遊御座奉賀候、然ハ此度 御引合被下候、 扨御表具之義ハ綾ニて願置候、 信証院様御願ニ付金三両弐歩御 惣金ニ

綾二而相納、 相成候ハ、当節之金相場ニてハ三歩弐朱程増金追納可被遊候、 残金丈ケ慥ニ返上仕候間、 御地着之上御落手被下候、 此度之処 先ハ

右申上度用事而已如此二御座候、 已上

三月廿三日 河内屋

六右衛門

正定寺様

24 明治四年 (一八七一)八月付寺送り一札之事

(包紙上書)

一寺送り

書付弐通」

寺送り一札之事

門か訴人ニ而者無御座候、 付いたし候ニ付、今後貴寺御門徒ニ加入可被下候、 真宗ニ而、 濃州石津郡多良鍛冶屋村又兵衛娘みすト申者、宗旨之儀ハ代々浄土 当寺紛旦那無御座候、 為其送り一札仍而如件 然ル処今般其御地七条村利吉方江縁 右此者御法度之宗

五.

明治四年

未八月日

濃州石津郡多良

鍛冶屋村

伝香寺 (印「伝/香」)

正定寺殿

江州坂田郡七条村

28 年未詳戌八月二十三日付御影拝礼志受取状

(包紙上書)

「 江州七条村

御印 廿二日講中」

(印)「続」

御影拝礼

作号才才

金弐朱

百六拾壱納

右被披露候処奇特 思召 御印被成下候也

池尾伊織(印「正紹」)

戌八月廿三日

【特別調査報告】旧七条村道場史料

宇野相馬(印「直貞」)

江州七条村

廿二日講中

29 年未詳酉九月御本山御納戸方書状

少、夫是御物入之御事二候得者此等之御場合恐察被致報謝之実意ゟ懇志 太切之御場所柄、 相拘一分々々冥加被存、明春御法事之御香奠と被存候而為一紙半銭共、 足二可被 被相運、明春 其辺をも御取繕被為在候様ニと御門末中ゟ被申上、猶又当節格別之御取 而例年之報恩講ニも甚御不都合之御事ニも候へハ、此度御修覆之御序ニ 為在度被思召候、附而者大谷御構内御白砂其外御座敷向、是迄御狭少二 詣可被在之候、就而者右御坊所大破ニ付、先年ゟ御修覆御催被為在之候 右御修覆之御助成被申上候様、可被相心懸候、右之趣御末寺住職分ハ勿 納骨御免之御廟所之儀ニ而格別御因縁厚キ御事ニ候得者外御取持筋ニ不 上、追々御普請志上納も有之候得共、元来山林湿地之事故御破損所も不 締ニ而都而御普請向御休之中ニハ候得共、今度京坂諸講中ゟ御修覆被願 論御預り之御門徒中江不洩様、 大谷御坊 御本山不慮之御火災ニ而御取懸りも御見合ニ相成有之候得共、御 御遠忌御法事御執行可被為在旨被 思召候、尤右御場所柄之儀ハ各敬承之通御門末中先祖代々 御遠忌御潤敷御執行被為在候様御取持有之候ハ、御満 何卒明春 一分々々へ篤と被申通其寺々江被取集 御遠忌迄ニハ御修覆を被加、 仰出候間、各賑々敷参 御崇敬被

呉々早々行届候様一際骨折出精有之候様分而御頼申入候、為其如此御座精々上納有之候様致度候、猶又明春三月迄最早日数も纔之事ニ候間、

御本山御納戸方

恐々謹言

打田大炊

酉九月 昌邦(印「昌/邦」)

松井外記

元貞(印「元/貞」)

苗村典礼

方規(印「方/規」)」

江州坂田郡

七条村

道場

惣御門徒衆中

34 年未詳木仏・寺号・親鸞影像・蓮如影像歎願口上覚写

乍恐奉歎上候口上覚

之儀ハ無檀極貧地ニ御座候間、往古ゟ草庵ニ 蓮如上人御染筆大字度、夫ニ付御定式之御礼金上納可仕奉願上本意ニ御座候へ共、当道場一、今般木仏寺号并ニ 御開山様御影 蓮如上人御影 御願申上奉

入候へ共、左之通冥加御礼金上納可仕候
方聊宛寄進いたし呉候間、不取敢上京仕、御歎申上候、御時節柄奉恐方聊宛寄進いたし呉候間、不取敢上京仕、御歎申上候、御時節柄奉恐有去前顕申上候通、無檀極貧地之事故空敷打過候処、村方懇志之同行御名号奉御崇敬罷在候へ共、御尊様類無之段、従来歎ヶ敷奉存居候、

一、木仏寺号 金弐百疋

一、御開山様御影 金壱両

一、蓮如上人御影 銀壱枚

重二茂御執成を以宜被仰上可被下様偏ニ奉願上候、已上蒙御免候上、稀成 大御遠忌執行仕、従来之懇願ニ御座候ニ付此段幾 間、何卒格別之以御慈悲右願之通、被送御決済候様深重之奉歎願候、右間、何卒格別之以御慈悲右願之通、被送御決済候様深重之奉歎願候、右

文久三年 江州七条村

亥三月六日 道場 時照

乍恐再応奉歎願候口上覚

納仕可奉願上本意ニ御座候へ共、当道場之義者無檀極貧地ニ御座候候、此侭帰国も難出来、尤先歎書ニ茂奉申上候通、御定式御礼金上候義付、奉歎願候処、不容易之趣ニ被仰聞、歎書御下ヶニ相成奉恐入一、今般木仏寺号并ニ 御開山様御影 蓮如上人御影 御願奉申上

間、往古ゟ草庵ニ 蓮如上人御染筆大字御名号 奉御崇敬罷在候 一、三番形 江州

へ共、御尊様類無之段、従来歎ヶ敷奉存居候へ共、前顕申上候通、無

檀極貧地之事故、空敷打過候処、漸村方懇志之同行ゟ聊宛寄進致呉候

間、 不取敢上京仕、御歎申上候、御時節柄奉恐入候へ共、種々心配

仕、 乍聊私手許ニおゐて、格別之心配仕、冥加御礼金左之通上納可仕

候

、木仏寺号 銀一枚

一、御開山様御影 銀二枚

一、蓮如上人御影 金壱両

右之通冥加御礼上納仕、尤御絵表料之義者御定式通、別段上納可仕候 何卒格別之以 御慈悲ヲ右願之通被遊下御聞済候様、 不顧恐再応深

二御座候二付、此段幾重二茂御執成を以、宜被 重二奉歎願候、右蒙 御免候上、稀成 大遠忌執行仕度、従来之懇願 仰上可被下候様、偏二

奉願上候、已上

同三月七日 江州七条村

道場時照

亥三月十五日

江州

、木仏寺号 七条村

正定寺と御免 道場時照

同十七日

【特別調査報告】旧七条村道場史料

御開山様御免 七条村

正定寺様

時照

五月廿五日

御絵并表会所二而

一、絵表仕上り

同二十六日

一、御殿召上り

乍恐奉願口上覚

存候、此旨宜被 仰上可被下候、 以上

、今般私儀木仏寺号奉願上候、以御慈悲被遊下

御免候ハ、難有可奉

江州坂田郡

七条村

道場

時照 (花/押)

文久三年

亥三月

正定等

集会所月番御衆中

一、今般 御開山様

候、	
此旨宜被 仰上可被下候、	信証院様奉願上候、
以上	以御慈悲被遊下
	御免候ハ
	、難有可奉存
	御開山様
冥加	

前二同

36―3 文久三年(一八六三)三月十五日付木仏寺号ならびに親鸞影像

一、銀 八拾七匁六分 御礼高

同

`

同

拾弐匁九分

当座御礼

六拾九匁弐分 御届

銀七匁 几

同壱両 四

同三分 八

、同六拾六匁三分 御繕料

、同百拾九匁三分 御表具料

、同弐匁 願書料

、同三匁 御記禄料

一、同四匁五分 掛分銀打

右へ

金六両弐歩弐朱受取

代銀四百八拾六匁

九分三り

願につき銀子覚

木仏寺号 冥加

一、銀四拾三匁八分 御礼高

一、同拾弐匁九分 御礼

御染筆

同拾弐匁九分 当座御礼

同六拾九匁弐分 御届

銀七匁 几

同壱両 几

同三匁

一、同九拾匁 改料

同弐匁

一、同三匁

同四匁五分 掛分銀料

メ銀六百三匁壱分

差引

銀百拾六匁

七分九り 不足

代金壱両弐匁弐朱 受取

弐〆五百七拾九文□返ス

内

弐百文 木仏寺号初歎

三百文 再応歎書料

〆差引

亥三月十五日 極印所 (印「六条御殿/極印所」)

江州坂田郡

七条村道場

時照殿

已下 正定寺

36 | 4

状

文久三年(一八六三)三月十八日付木仏寺号願につき白銀受取

今般木仏寺号願二付白銀七匁預贈恵入念之段不浅令受納候故、 為謝礼如

斯候、以上

三月十八日

頼世

印

「頼世」)

(端裏書

【特別調査報告】旧七条村道場史料

「江州七条村

道場

時照殿

下間民部卿法眼」

取状

36 | 5

文久三年(一八六三)三月十八日付木仏寺号免許につき白銀受

今般木仏寺号就 御免白銀七匁預贈恵入念之段不浅令受納候、右為謝

礼如斯候、以上

三月十八日 頼世 (印「頼世」)

(端裏書)

「江州七条村

道場

正定寺殿

下間民部卿法眼」

36―6 文久三年(一八六三)三月十八日付三番形親鸞影像願につき白

銀受取状

今般 三番形御開山様願二付白銀七匁預贈恵入念之段不浅令受納候、右

為謝礼如斯候、 以上

三月十八日 頼世 (印「頼世」)

— 五 五

(端裏書)

江州

正定寺殿 下間民部卿法眼_

下銀〆拾弐匁九分

メ銀三拾弐匁六分五り

右へ金弐歩受取

七匁三分五り戻ス

右上納執斗候訖

36-7 文久三年(一八六三)三月十八日付三番形親鸞影像免許につき

白銀受取状

今般 三番形御開山様就 御免白銀七匁預贈恵入念之段不浅令受納

候、右為謝礼如斯候、 以上

三月十八日

頼世(印「頼世」)

(端裏書)

江州

正定寺殿 下間民部卿法眼_

36 | 8 文久三年(一八六三)三月二十四日付親鸞影像願につき上納金

覚

覚

御開山様御影願

上拾匁七分五り

中銀九匁

七条村

三月廿四日

御台所当番(印)

亥

御坊

左近右衛門殿

36—9 文久三年(一八六三)三月二十四日付親鸞影像願金不足分預覚

覚

一、金三両也

御開山様願金不足分慥ニ預り相登し可申候

御坊

亥

三月廿四日 御台所当番 印

七条村

36—10 年未詳木仏・寺号・親鸞影像礼銀上納目録

上納目録

木仏寺号冥加

御礼銀子壱枚

極印料入目銀八分

合銀四拾三匁八分

三番形

御開山様 冥加

御礼銀子 弐枚

極印料入目銀壱匁六分

合銀八拾七匁六分

右令上納候訖

文久三年

亥三月 極印所 (印「六条御殿/極印所」)

七条村道場

時照殿

부 正定寺 江州坂田郡

【特別調査報告】旧七条村道場史料

36—11 文久三年(一八六三)九月十日付三番形親鸞影像箱礼銀覚

覚

三番形

御開山様御箱頂戴

一、銀拾弐匁九分 御礼

一、同廿弐匁六分 御届

銀壱両 弐

同三匁 弐

同壱両弐匁

几

一、同壱匁九分 掛方銀打

〆銀三拾七匁四分

右

金弐歩受取

代銀四拾壱匁

差引

銀三匁六分 過

代弐百七拾文返候

亥

九月十日 極印所(印「六条御殿/極印所」)

五七

江州

正定寺殿

36—12 元治元年(一八六四)三月十一日付蓮如影像願につき金銀子覚

覚

御黒衣

信証院様 一、金壱両分 冥加 御礼高

銀壱匁

一、同七匁五分 当座御礼 一、同三拾壱匁 御絵料

一、同四拾五匁弐分 一、同八拾五匁七分 御表具料 御届

銀壱両 几

同三匁 几

同弐匁

願書料

一、同弐匁

一、同四匁五分 掛分銀打 御記禄料

同三匁

金壱両分

銀百七拾九匁九分

右へ

金壱両分

同弐両弐歩受取 代銀弐百弐匁弐分五り

差引

銀廿弐匁

三分五り

過

此金壱歩分

せん百六拾文 返候

子三月十一日 極印所 (印「六条御殿/極印所」)

江州

正定寺殿

36―13 元治元年(一八六四)三月晦日付蓮如影像願につき金銀子覚

御黒衣

覚

信証院様

但し綾表之処

惣金之引直

、銀六拾匁五分 御絵料

まし

極印料 銀壱匁

一、同弐分

掛分銀打

〆銀六拾匁七分

右へ

金三歩弐朱 受取

代 七拾匁八分七り

差引

銀拾匁壱分七り 過

代金弐朱分

四文 戻ス

右之通取斗相済候畢

江州

元治元年

子三月晦日 極印所(印「六条御殿/極印所」)

正定寺殿

36—14 元治元年(一八六四)三月付蓮如影像願につき上納目録

上納目録

御黒衣四番形

信証院様冥加

御礼金子壱両

【特別調査報告】旧七条村道場史料

右令 上納候訖

元治元年

子三月 極印所(印「六条御殿/極印所」)

江州

正定寺殿

36—15 慶応元年(一八六五)十二月二十五日付蓮如影像免許状

候間、難有可被存候、為其如斯候也

依望其道場江

信証院御影被成

御免、則

御名御裏御染筆被遊下

粟津大進法眼

元好 (花押)

慶応元年

十二月廿五日

下間民部卿法眼

頼世 (花押)

七条村

江州坂田郡

道場

正定寺

願主

時照

36 | 16 慶応二年(一八六六)八月二十六日付蓮如影像箱願につき銀子

覚

覚

御黒衣

信証院様 子三月願

御箱頂戴

、銀八匁六分 御礼

同廿弐匁六分 御届

銀壱両

同三匁

同弐匁 四

一、同 三匁三分 掛分銀打

〆銀三拾四匁五分

右へ

金壱分弐朱

代銀三拾七匁五分

差引

銀三匁 過

此銭弐百文

寅八月廿六日 極印所 (印「六条御殿/極印所」)

江州

正定寺殿

36 | 18 年未詳四月十四日付河内屋六右衛門書状

相成候付、三歩弐朱増金御差登有之候間、早速右之通願直し置候、依之 其御地 三月十三日出之御状、 此二御座候、已上 而ハ御讃ハ無之候間、 被下候、猶亦 極印勘定書并此度之残金弐朱分四文御戻し申上候御地着之上、御落手可 ハ、別段御礼銀弐枚二御座候間、願書料とも凡一両一歩御差登無之候半 御尊寺様益御壮健被成御座奉賀候、 御讃御染筆申趣被 晦日着仕候所拝見仕候、春暖之砌御座候処、先以 左様御承知被下候、 仰越候へハ御讃之義ハ願上候へ 先ハ右用事而巳御答申上度如 然者蓮如様御表料物金二

河内屋

四月十四日 六右衛門

正定寺様

覚

36

19

年未詳領法俗道場願につき覚

一六〇

_ 坂田郡七条村 左近右衛門

本山江誓紙上京も仕間、亦近年木仏尊像 右者於寺法筋者往古ゟ俗道場之取斗ニ罷在、則 祖師御影等相願候二付従 関東 御代替り二者

山御免、其節正定寺と呼寺号被下候事ニ御座候、 就而者 御領法江俗

出候、何卒出格之以 御憐愍宗門御帳面二俗道場之看庵御許容被成遣 道場之義不顕儀、右左近右衛門先代ゟ深歎居候次第、毎々大通寺江も申

掌被成下候樣御願可被申上旨院主被申付、如斯二御座候、 以上 被下候ハ者左近右衛門取斗有難仕合ニ可被存候、此段幾重ニも

御領

大通寺役者

37 明治十年(一八七七)九月付仏器什物取調下書(「仏器什物取調下

書并二雛形色々」所収

仏器什物取調書

一、本尊阿弥陀如来 木像長壱尺五寸 壱体

、宗祖見真大師真影 三番形

連如聖人真影

、三部経

、三帖和讃

、五帖御文

壱組

壱部 壱軸 壱軸

壱組

【特別調査報告】旧七条村道場史料

一、輪鐙

、三ツ具足

、仏飯器

供笥

和讃卓

本

` 打敷

鏧

八寸ノ壱ツ

三枚 壱ツ 弐対 四ツ 三組 壱対

右之通リ相違無御座候也 鏧基壱ツ

滋賀県下近江国阪田郡第拾四区七条村

拾五番地正定寺道場中野栄与茂

明治十年

滋賀県権令籠手田安定殿

丑九月書調

明治十二年(一八七九)十一月二十五日付一般末寺編入願書

38

「末寺編入御願書

(表紙上書)

滋賀県下

近江国阪田郡七条村_

末寺編入御願

一六一

滋賀県下

近江国阪田郡七条村

第拾五番地正定寺

入相成度所属寺添書及ヒ詳細書相添、檀家一流連署ヲ以奉願上候也 世保存之見込モ有之儀ニ付、今般寺院明細更正ニ際シ、一般末寺エ御編 右者従来同国同郡長浜大通寺下正定寺御座候処、別紙詳細書之通リ、永

明治十二年

卯十一月廿五日

右之正定寺檀家

中野栄与茂 (印)

木村利三郎 (印)

中野藤七 (印)

木村重治郎 (印)

議事

少教正長円立殿

執 筆 者紹介

小

Щ

正

文(研究顧問)

新 野 和 暢 (客員研究員 名古屋大谷高校教諭)

木 越 祐 馨 (加能地域史研究会代表)

市

野

智

行(客員研究員 本学非常勤講師)

藤

由紀子

(所員)

中

Ш 井

剛

(客員研究員 愛知学院大学 博士課程後期)

高 木 祐 紀 (客員研究員)

工 小 Ш 克 徳 水 (西嚴寺住職)

藤

松 金 直 洋 美 (客員所員 真宗大谷派教学研究所助手

(客員所員 京都産業大学史編纂室嘱託員)

脊 古 真 哉 (客員所員 本学非常勤講師

同朋大学佛教文化研究所紀要 第三十六号

平成二十九年三月二十五日 印刷

平成二十九年三月三十一日 発行

名古屋市中村区稲葉地町七——

編集者

同

朋

教

文 化

研

大学佛 安 藤 究 弥 所

電話 〇五二一四一一一二三七三

同 朋 大学佛 教 文 化 研 究 所

式 会 社 力 ξ ヤ 7

印

刷 所

株

発行所